

Q584. 所定労働時間が7時間の会社で8時間働いた場合、1時間分の割増賃金を支払う必要がありますか。

割増賃金を支払う必要があるのは、1日8時間、1週40時間を超えて労働させた場合です。

質問の1時間の労働は8時間以内の労働のため、当該時間が1週40時間を超えていない限り、割増賃金を支払う必要はありません。

しかし、貴社の場合、労働契約に基づく賃金支払対象は7時間ですので、賃金支払対象となっていない1時間（法内残業）については、就業規則等により定めがある場合にはそのとおり支払い、定めがない場合には、通常の労働時間1時間分の賃金を支払うのが通常です。

弁護士法人四谷麴町法律事務所
勤務弁護士作成